

「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴うお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言がなされたことを踏まえ、下記制度に関する届出について郵送での提出を可能としましたのでお知らせします。

1. 対象となる届出

- ・建築物環境配慮計画書に関する届出（C A S B E E）
- ・建築物省エネ法の届出（住宅：300 m²以上 非住宅：300 m²以上 2000 m²未満のもの）

2. 期間

- ・令和2年4月7日～当面の間
※郵送での受付を終了する際は追ってお知らせいたします。

3. 注意点

- ・届出日は、当課に届出が到着し受付を行った日となります。
特に建築物省エネ法の非住宅 300 m²以上の届出等※で、令和3年3月31日までに届出がされたものとする場合は、期日に余裕をもって提出いただきますようお願いいたします。
※当該届出については、令和3年4月1日以降に到着したものについて受付は行いません。
- ・必ず担当者様の氏名と連絡先を記入、又は名刺等を併せて郵送の方お願いいたします。
- ・上記の件につきまして、ご不明な点などございましたら設備系の職員へお問い合わせください。

連絡先 建築指導部 建築審査課 設備係 電話 092-711-4583 FAX 092-733-5584
